

## 平成23年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成23年7月22日(金) 午後1時30分～3時10分
開催場所	松阪市役所 2階 入札室
出席者 (敬称略:50音順)	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学教授) 委員 坂本 聰子(司法書士) 委員 吉川 和男(税理士) 委員 吉田 弘一(三重中京大学名誉教授)
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	<b>議題1</b> 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成23年4月から6月分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <b>議題2</b> 抽出事案の審議(村田委員抽出) <b>議題3</b> 随意契約締結に係る意見聴取について <b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回開催日程及び抽出委員の選定</li> </ul>

委 員	松 阪 市
<b>●入札及び契約手続の運用状況等の報告</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について                      実施入札は90件、内工事が72件、委託が18件で、この3ヶ月間は、設計金額計は約18.7億、予定価格計は約17.9億、請負契約額計は約15.4億で、平均落札率85.81%、平均参加者17.0者であった。</li> <li>・指名停止措置の運用状況について                      この3ヶ月間の指名停止措置は無かった。</li> </ul>
<b>●抽出事案の審議(村田委員抽出)</b>	

○高落札率であった案件について

「松阪南消防署多気分署仮眠室他改修工事」について、入札参加者が15者居るにも関わらず93.98%の高落札率となっており、「松阪公園石垣除草委託」についても、入札参加者が11者居るにも関わらず95.51%の高落札率となっており、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂】等策定業務」については、入札参加者は3者、93.16%の高落札率となっている。これらは予定価格算出率が99%台後半と高く出たことと業者の高めの応札額が偶然合致しそうなったものであろうが、最低制限価格制度の不合理性が現れた結果となっている。年間通してこの種の結果の発生率は3～4%と聞いているが、現行制度の優位性を考える時に、この数値を許容範囲と捉えるか否かである。この課題については、以前から指摘しているが、解決案等の策定の進捗度合いはどのようになっているのか。

○入札参加者の少ない案件について

造園工事については参加業者が5者程度となっている。現状で入札参加条件を満たす造園専門の業者は全て参加しているとのことだが、業者の育成が望まれるところである。

他には、いわゆる専門工事となると、入札参加者数が少なく、限定されるように思う。今回は電気工事の「宮町ポンプ場改築・更新（電気設備）工事」や舗装工事の「松阪競輪場ウォークトップ塗布工事」がそれに当たり、それぞれの入札参加者は2者であった。電気工事の方は落札率が77.72%という結果であったが、舗装工事の方は落札率が94.42%と高かったがどのように捉えているか。

また、工事で「松阪市防災行政無線（同報系）嬉野管内設備設置工事」という案件があったが、入札参加者が1者で、落札率

も 99.56%と高い結果であった。この工事は平成 20 年度に契約が締結された「松阪市防災行政無線（同報系）設備設置工事」に関係して続く工事で、その時に落札率 67.13%で契約した業者が今回は落札率 99.56%という応札をしたものである。専門工事で入札参加者が多くは見込めないことが想定される場合、業者が初めに低い金額で入札し、継続する工事を高く入札するという傾向の典型と思うが、何か対処する方策はないものか。

○以前より、平均額型での最低制限価格については、当委員会においても何度となく話題となっているが、不合理さの解決より応札額の下落のリスクの方が大きいということなのか。

先ず、高落札率であった案件については、以前より指摘されている最低制限価格制度の不合理性が現れた結果である。今年度については、以前より開催している入札制度研究会の開催を増やし検討することとし、その不合理性の対応策として、平均額型での最低制限価格を設定することや、応札者がある一定数以下の少数となった場合は予定価格算出率を 98%に固定するなどの具体案を挙げつつ真摯に安く応札した業者を無効としないような手法を模索中である。しかし、例えば平均額型は既に運用している他市の状況からみて、応札額の下落の懸念が大きいなど一長一短なところもあり慎重に検討しているところである。

他市の状況を聞く中で、平均額型で最低制限価格を設定した場合、応札額の下落が間違いなく発生している。現行の最低制限価格制度の不合理性が発生する頻度から考えると、その解決策のために履行性の確保など他の重要な要素が崩れることがないように多角的に検討しているところである。

また、少数の入札参加については、特殊

<p>○希望価格は事前に公表しているのか。</p> <p>○特殊工事ということだが、基本となる設計金額はどのように算定しているのか。</p> <p>○業者からの見積り金額が妥当か否かはどのように判断しているのか。</p> <p>○希望価格型での発注とえば、防災無線工事で1社のみ入札であったという件に関して、市側は入札等監視委員会で意見をもらいながら制度の研究をしていきたいとした新聞記事を読んだが詳しくはどのような内容となるのか。</p>	<p>な要素を含む工事が多く、参加者が少ないことが予想されることから設計価格に一定の割合を乗じた希望価格での発注を行う場合がある。今回の抽出事案の少数入札案件もその多くが希望価格型で発注しており、設計価格比での落札率とすれば、一定の成果があると捉えている。</p> <p>松阪市が当案件に係り希望する金額はこの価格ですという形で発注公告に掲載している。</p> <p>設計単価があるもの以外は、数社から見積りを聴取し参考として算定する場合もある。</p> <p>担当が把握している内容に加えて、他自治体の同種案件との比較検討も行い判断されている案件もある。</p> <p>今回の「松阪市防災行政無線（同報系）嬉野管内設備設置工事」について、①入札の経緯は、平成20年8月に契約締結した「松阪市防災行政無線（同報系）設備工事」の第2期工事として嬉野管内の防災無線設置工事の入札を行ったものである。②条件付一般競争入札を採用した理由は、特にメーカーを指定するような仕様書並びに設計書になっていないことから、入札参加資格のある業者であれば受注は可能であると判断したもので、前回受注したという理由のみで随意契約とし価格面の競争性を排除することは適切でない判断したものである。③参加可能と見込めた業者数</p>
--	--

○平成 20 年度に参加した他の 2 社の応札額は予定価格比の 99%～98%であったが、このような内容での発注だと落札率が 70%を割るようなことは極稀で、ほとんどが高止まりになるケースが多いのか。

は、平成 20 年度の発注と同様の基準（電気通信工事 1000 点以上、防災行政無線工事の受注実績）とした中で 8 社以上はあると判断したものである。④1 社入札における競争性の担保については、今回、条件付き一般競争入札として広く公募を行い入札参加者を募り、業者に公平に参加資格が与えられたものの、結果的に入札参加者が 1 社であっただけであり、有効と判断するものである。⑤入札価格と予定価格（希望価格）の差がほとんどない点については、業者が企業経営上、採算性を重視しつつ戦略として応札額を定めていると判断されることから、応札額そのものについては不合理さはなく、予定価格の制限の範囲内であることから有効であると考えられるものである。⑥希望価格型方式として発注したことについては、今回の発注が仕様書により製品の仕様が明確で工事の履行や品質に十分な担保が得られる工事であったことからこの方式を採用したものであり順当であったと考えるものである。といった整理をしました。

過去の希望価格型の発注結果を見ると、落札率が 90%台と高いものから、中には 60%を割ってくるようなものもあってバラつきがあり一概には言えない。設計の精度を高めていくことや、当初予算時の参考見積りに対して実際業者がどれくらいの価格で応札してくるかを検証することが重要であり課題と考える。ただ、これまで希望価格型の発注対象となっていた工事を設計価格型で発注したと想定した場合、参加業者が少数の場合は高い応札額となり、最低制限価格を設定することから企業間での競争性が十分には発

<p>○予定価格比 99.56%であった今回の応札額を設計価格比でみるとどうなるか。</p> <p>○希望価格型で発注する場合、設計価格から希望価格にする設定値をもっと低くすればより安い価格で契約できるということか。</p> <p>○競争性は担保されているとは言うものの、平成 20 年度に発注した工事の請負業者が有利であったのではないだろうか。発注条件に入札参加者が 1 者となった場合は中止にするという一文を加えることはできないものか。</p> <p>○指名入札で発注を行うという方法はないものか。</p> <p>○既に本庁管内の工事が平成 20 年度に発注</p>	<p>揮されないことが考えられ、ここに希望価格型で発注を行うメリットがあるが、工事の特殊性、品質の担保や受注業者の規模や施工体制等を十分考慮して価格の設定方法は選定する必要があると意識している。</p> <p>設計価格比の落札率は約 89.6%となります。</p> <p>過度に率を低く設定すると受注者への必要以上の締め付けとなり、工事品質の低下や履行状況の悪化に繋がる恐れがあり、また、入札不調となる可能性を回避できなくなる事態も考えられることから、現時点では現状の率を継続していく方向である。</p> <p>三重県の発注において、特殊な内容の場合に入札参加者が 1 者となった場合は状況によっては中止にするという例もあると聞いている。</p> <p>指名競争入札から一般競争入札にシフトした経過がある中で、入札参加者数が少数となることを見込まれる場合に指名競争入札を行うとなると時代の逆行となり、また有らぬ疑惑が生まれる懸念があることからその考えはない。また、指名する際に対象となる業者を決めることになり、その理由の説明責任が問われるが、それを確立することができないと考える。</p>
---	--

<p>し請負業者が決まっていることから、他の業者が参加しにくくなるという推察はなかったのか。例えば、前回発注時と比較して履行実績条件を緩和するなど、間口を広げる工夫がもう少しあっても良かったのではないか。また、平成 20 年度発注の工事と一体的に構想できなかったものだろうか。</p> <p>○前回の入札参加者は何社であったのか。</p> <p>○希望価格を決定する際に見積りを取っているのか</p> <p>○このことの結論的意見については、一度集約していただき、当監視委員会からの意見として結論付けることとする。</p>	<p>予算計上の事務手続き上、それが困難であったと推測する。</p> <p>3 社であった。</p> <p>設計価格の算定の参考に見積り徴取は行わうが、発注者側の政策的な率を設計価格に乗じるものであり見積りの徴取は行っていない。</p>
<p>● 随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>○契約金額はどのようになっているか。</p>	<p>5 件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。</p> <p>まず類似する 3 件について一括して説明する。</p> <p>①公共下水道台帳用施設平面図作成業務委託②松阪市道路台帳補正業務委託③水道施設管理システム業務委託・・・地図情報システム整備の毎年更新業務であり、システム構築者以外に本業務を施工できる者はいないため当該業者と随意契約を行うものである。なお、昨年度の入札等監視委員会において報告済みのとおり、今年度中に松阪市総合地図情報システムの再評価を行い、今後の更新方法について検討することとなっています。</p> <p>昨年度とほぼ同額であり、労務単価の修正程度の差額となっている。</p>

**委員会としての意見**

随意契約としての要件は充たしており止むを得ないと解するが、平成 23 年 6 月の意見書のとおり、GIS の統合の際に再検討されたい。契約金額についても昨年並みとのことであるので検討されたい。

○当該林道地は市の所有となっているのか。

**委員会としての意見**

随意契約としての要件は充たしており止むを得ないと解するが、森林組合に事務を一任していることから、山林所有者の管理には注意を喚起してほしい。

○この契約月額は全体を対象としたものか。

○各出先施設とは、例えばどのようなところがあるのか。

④森林景観保全事業業務委託・・・失業者の緊急雇用創出事業において、林道の安全走行のための維持管理を行うもので、その履行のために林道に関する専門的な知識、技術、経験を有しており、また、伐採作業が必要となる林道の路線選定を行うために松阪市全域の林道を網羅している当該業者との随意契約を行うものです。

基本的には個人であるが、今回は緊急雇用創出事業において 6 名の雇用を新たに行い、作業を行うものである。

⑤VPN 装置の賃貸借及び保守に係る契約・・・

現在、市役所本庁舎と各出先施設は松阪ケーブルテレビ・ステーション（株）の閉域回線網を利用し、データ漏洩防止のために内容を暗号化し通信を行っており、その通信には VPN 装置（暗号化する装置）を用いております。当該契約が終了となるが、継続して同様の通信を行うには、松阪ケーブルテレビ・ステーション(株)の閉域回線網を利用し、暗号化の整合を図る必要があるため、当該業者との随意契約を行うものです。

81 箇所の全施設の月額である。

<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>随意契約としての要件は充たしており止むを得ないと解するが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>地区市民センター、保育園や幼稚園といったところや清掃工場などがそうである。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員について</p>	
<p>松阪市ごみ処理基盤施設整備事業との関係もあろうことから、第二清掃工場を視察することとし、予定日を平成 23 年 9 月 22 日（木）する。</p> <p>次回開催日を平成 23 年 10 月 18 日（火）の 13：30～とし、抽出委員は吉田委員とする。</p>	